

島根県手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
島根県手数料条例					
〔平成12年3月17日〕 島根県条例第5号					
第1条～第7条 〔略〕			第1条～第7条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料 の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料 の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～3 〔略〕			1～3 〔略〕		
4 租 税特 別措 置法 関係 手数料	(1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕 ウ～カ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕	〔略〕 〔略〕 8,620円 〔略〕 〔略〕	4 租 税特 別措 置法 関係 手数料	(1) 〔略〕 (2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定を受けようとする者 ア 〔略〕 イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 ウ～カ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕	〔略〕 〔略〕 8,610円 〔略〕 〔略〕
5～64 〔略〕			5～64 〔略〕		
64の2 長期 優良 住宅 の普 及の 促進 に関 する 法律 関係 手数料	(1) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕	〔略〕	64の2 長期 優良 住宅 の普 及の 促進 に関 する 法律 関係 手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（次号及び第5号において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 〔略〕 イ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以	〔略〕

(ア)～(イ) 〔略〕

(ウ) 〔略〕

(エ) 〔略〕

(オ) 〔略〕

(カ) 〔略〕

(キ) 〔略〕

〔略〕

325,000円（適合証の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円）を認定申請数で除して得た額

583,000円（適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円）を認定申請数で除して得た額

1,002,000円（適合証の提出がある場合にあっては96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円）を認定申請数で除して得た額

1,825,000円（適合証の提出がある場合にあっては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円）を認定申請数で除して得た額

2,608,000円（適合証の提出がある場合にあっては191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000

下この号及び次号において同じ。)の場合

(ア)～(イ) 〔略〕

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの

(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの

〔略〕

324,000円（適合証の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては166,000円）を認定申請数で除して得た額

581,000円（適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては285,000円）を認定申請数で除して得た額

999,000円（適合証の提出がある場合にあっては96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては438,000円）を認定申請数で除して得た額

1,820,000円（適合証の提出がある場合にあっては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては784,000円）を認定申請数で除して得た額

2,601,000円（適合証の提出がある場合にあっては190,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,069,000

	円) を認定申請数 で除して得た額
(ク) [略]	3,195,000円 (適 合証の提出がある 場合にあつては20 3,000円、設計住 宅性能評価書の提 出がある場合にあ つては1,297,000 円) を認定申請数 で除して得た額
ウ [略]	[略]
エ [略]	[略]
(ア) [略]	[略]
(イ) [略]	248,000円 (適 合証の提出がある場 合にあつては、3 2,000円) を認定 申請数で除して得 た額
(ウ) [略]	489,000円 (適 合証の提出がある場 合にあつては、4 5,000円) を認定 申請数で除して得 た額
(エ) [略]	875,000円 (適 合証の提出がある場 合にあつては、8 4,000円) を認定 申請数で除して得 た額
(オ) [略]	1,505,000円 (適 合証の提出がある 場合にあつては、 144,000円) を認 定申請数で除して 得た額
(カ) [略]	2,739,000円 (適 合証の提出がある 場合にあつては、 234,000円) を認 定申請数で除して 得た額

	円) を認定申請数 で除して得た額
(ク) 床面積の合計が30,000平方 メートルを超えるもの	3,186,000円 (適 合証の提出がある 場合にあつては20 3,000円、設計住 宅性能評価書の提 出がある場合にあ つては1,294,000 円) を認定申請数 で除して得た額
ウ [略]	[略]
エ 計画の認定を受けようとする 住宅が増築し、又は改築しよう とする共同住宅等の場合	[略]
(ア) [略]	[略]
(イ) 床面積の合計が500平方メ ートルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	247,000円 (適 合証の提出がある場 合にあつては、3 1,000円) を認定 申請数で除して得 た額
(ウ) 床面積の合計が1,000平方 メートルを超え3,000平方メ ートル以内のもの	488,000円 (適 合証の提出がある場 合にあつては、4 5,000円) を認定 申請数で除して得 た額
(エ) 床面積の合計が3,000平方 メートルを超え5,000平方メ ートル以内のもの	873,000円 (適 合証の提出がある場 合にあつては、8 4,000円) を認定 申請数で除して得 た額
(オ) 床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平方メ ートル以内のもの	1,500,000円 (適 合証の提出がある 場合にあつては、 144,000円) を認 定申請数で除して 得た額
(カ) 床面積の合計が10,000平方 メートルを超え20,000平方メ ートル以内のもの	2,731,000円 (適 合証の提出がある 場合にあつては、 233,000円) を認 定申請数で除して 得た額

(キ) [略]	3,913,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>287,000円</u>) を認定申請数で除して得た額	(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,902,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>286,000円</u>) を認定申請数で除して得た額
(ク) [略]	4,793,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>306,000円</u>) を認定申請数で除して得た額	(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,781,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>305,000円</u>) を認定申請数で除して得た額
(2) [略]		(2) 法第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定 (以下この項において「計画の変更の認定」という。) を受けようとする者 (第4号に掲げる者を除く。)	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ [略]		イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合	
(7)・(イ) [略]	[略]	(7)・(イ) [略]	[略]
(カ) [略]	325,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>167,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(カ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	324,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>166,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(キ) [略]	583,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>286,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(キ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	581,000円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>285,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(ク) [略]	1,002,000円 (変更後の計画に係る	(ク) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,	999,000円 (変更後の計画に係る

	適合証の提出がある場合にあつては96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>439,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額	000平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合にあつては96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>438,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(カ) [略]	<u>1,825,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>786,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額	(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>1,820,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>784,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(キ) [略]	<u>2,608,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>1,072,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額	(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>2,601,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては190,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>1,069,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(ク) [略]	<u>3,195,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>1,297,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額	(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>3,186,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては <u>1,294,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
ウ [略]	[略]	ウ [略]	[略]
エ [略]		エ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの計画の認定を受けた共同住宅等の場合	

(ア)	〔略〕	〔略〕
(イ)	〔略〕	<u>248,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>32,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(ウ)	〔略〕	<u>489,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>45,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(エ)	〔略〕	<u>875,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>84,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(オ)	〔略〕	<u>1,505,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>144,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(カ)	〔略〕	<u>2,739,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>234,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(キ)	〔略〕	<u>3,913,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>287,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(ク)	〔略〕	<u>4,793,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出があ

(ア)	〔略〕	〔略〕
(イ)	変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>247,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>31,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(ウ)	変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>488,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>45,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(エ)	変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>873,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>84,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(オ)	変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>1,500,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>144,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(カ)	変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>2,731,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>233,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(キ)	変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	<u>3,902,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、 <u>286,000円</u> ）を変更認定申請数で除して得た額
(ク)	変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>4,781,000円</u> （変更後の計画に係る適合証の提出があ

	<p>(3) [略]</p>	<p>る場合にあつては、<u>306,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額 計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額 _____ を加えた額) _____ [略]</p>	<p>(3) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p> <p>る場合にあつては、<u>305,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額 計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>を加えた額) _____ [略]</p>
<p>64の3 [略]</p>			<p>64の3 [略]</p>
<p>64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律</p>	<p>(1) [略]</p>		<p>64の4 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この項において「計画」という。)の認定(以下この項において「計画の認定」という。)を受けようとする者</p>

<p>関係 手数料</p>	<p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下<u>この号及び次号</u>において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	<p>33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この項において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関若しくは建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次号において同じ。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（次号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（知事が別に定める基準に適合しているものに限る。次号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては、4,600円）</p>	<p>関係 手数料</p>	<p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下<u>この号及び次号</u>において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	<p>33,500円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この項において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関若しくは建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次号において同じ。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（次号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（知事が別に定める基準に適合しているものに限る。次号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては、4,600円）</p>
	<p>イ 〔略〕</p>			<p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の居宅をいう。以下この項において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建</p>	

(7) [略] 67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）

(イ) [略] 94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）

(ウ) [略] [略]

(エ) [略] 190,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円）

(オ) [略] 272,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円）

(カ) [略] 363,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、121,000円）

(キ) [略] 476,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円）

(ク) [略] 559,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円）

ウ [略] [略]

(7) [略]

a [略] 67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,

建築物（アに規定する住宅を除く。）の住戸の計画の認定を受けようとする場合（ウの場合を除く。）

(7) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この号において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの 67,700円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）

(イ) 認定戸数が6戸以上10戸以下のもの 93,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）

(ウ) [略] [略]

(エ) 認定戸数が26戸以上50戸以下のもの 189,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、43,300円）

(オ) 認定戸数が51戸以上100戸以下のもの 272,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、77,700円）

(カ) 認定戸数が101戸以上200戸以下のもの 362,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、121,000円）

(キ) 認定戸数が201戸以上300戸以下のもの 475,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、152,000円）

(ク) 認定戸数が301戸以上のもの 558,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円）

ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合 (7)、(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(7) [略]

a 総住戸数が5戸以下のもの 67,700円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,

	200円)
b [略]	<u>94,100円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)
c [略]	[略]
d [略]	<u>190,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>43,500円</u>)
e [略]	<u>272,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>77,900円</u>)
f [略]	<u>363,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、121,000円)
g [略]	<u>476,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>153,000円</u>)
h [略]	<u>559,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円)
(イ) [略]	
a・b [略]	[略]
c [略]	<u>272,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>77,900円</u>)
d [略]	<u>349,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)
e [略]	<u>410,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>153,000円</u>)
f [略]	<u>478,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)
(ウ) [略]	
a [略]	<u>237,000円</u> (適合

	200円)
b 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの	<u>93,900円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)
c [略]	[略]
d 総住戸数が26戸以上50戸以下のもの	<u>189,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>43,300円</u>)
e 総住戸数が51戸以上100戸以下のもの	<u>272,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>77,700円</u>)
f 総住戸数が101戸以上200戸以下のもの	<u>362,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、121,000円)
g 総住戸数が201戸以上300戸以下のもの	<u>475,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>152,000円</u>)
h 総住戸数が301戸以上のもの	<u>558,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円)
(イ) [略]	
a・b [略]	[略]
c 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>271,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>77,700円</u>)
d 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>348,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)
e 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>409,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>152,000円</u>)
f 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	<u>477,000円</u> (適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)
(ウ) [略]	
a 非住宅部分の床面積の	<u>236,000円</u> (適合

	証等の提出がある 場合にあっては、 9,200円)
b [略]	<u>372,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 25,900円)
c [略]	<u>530,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>77,900円</u>)
d [略]	<u>650,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 123,000円)
e [略]	<u>754,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>153,000円</u>)
f [略]	<u>861,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 191,000円)
エ [略]	
(ア) [略]	<u>237,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 9,200円)
(イ) [略]	<u>372,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 25,900円)
(ウ) [略]	<u>530,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>77,900円</u>)
(エ) [略]	<u>650,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 123,000円)
(オ) [略]	<u>754,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>153,000円</u>)

	合計が300平方メートル 以内のもの	証等の提出がある 場合にあっては、 9,200円)
b	非住宅部分の床面積の 合計が300平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	<u>371,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 25,900円)
c	非住宅部分の床面積の 合計が2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のもの	<u>529,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>77,700円</u>)
d	非住宅部分の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のもの	<u>648,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 123,000円)
e	非住宅部分の床面積の 合計が10,000平方メー トルを超え25,000平方メー トル以内のもの	<u>752,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>152,000円</u>)
f	非住宅部分の床面積の 合計が25,000平方メー トルを超えるもの	<u>859,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 191,000円)
エ	住宅以外の建築物に係る計 画の認定を受けようとする場 合	
(ア)	床面積の合計が300平方メ ートル以内のもの	<u>236,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 9,200円)
(イ)	床面積の合計が300平方メ ートルを超え2,000平方メー トル以内のもの	<u>371,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 25,900円)
(ウ)	床面積の合計が2,000平方 メートルを超え5,000平方メ ートル以内のもの	<u>529,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>77,700円</u>)
(エ)	床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平方 メートル以内のもの	<u>648,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 123,000円)
(オ)	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000平 方メートル以内のもの	<u>752,000円</u> (適合 証等の提出がある 場合にあっては、 <u>152,000円</u>)

(カ) [略]	861,000円 (適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)	(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	859,000円 (適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)
(2) [略]		(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定 (以下この項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者	
ア [略]	16,800円 (変更後の計画に係る適合証等 (計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあつては、2,300円)	ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	16,700円 (変更後の計画に係る適合証等 (計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあつては、2,300円)
イ [略]	[略]	イ [略]	[略]
ウ [略]	[略]	ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物 (1)のアに規定する住宅を除く。)に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	(7)から(9)までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(7) [略]	[略]	(7) [略]	[略]
(イ) [略]		(イ) [略]	
a [略]	67,900円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)	a 計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの	67,700円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)
b [略]	94,100円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、	b 計画の変更により増加する住戸数が6戸以上10戸以下のもの	93,900円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、

	15,500円)
c [略]	[略]
d [略]	190,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>43,500円</u>)
e [略]	272,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>77,900円</u>)
f [略]	363,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、121,000円)
g [略]	476,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>153,000円</u>)
h [略]	559,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、163,000円)
(ウ) [略]	
a・b [略]	[略]
c [略]	272,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>77,900円</u>)
d [略]	349,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円)
e [略]	410,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>153,000円</u>)
f [略]	478,000円 (変更後の計画に係る適

	15,500円)
c [略]	[略]
d 計画の変更により増加する住戸数が26戸以上50戸以下のもの	189,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>43,300円</u>)
e 計画の変更により増加する住戸数が51戸以上100戸以下のもの	272,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>77,700円</u>)
f 計画の変更による増加する住戸数が101戸以上200戸以下のもの	362,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、121,000円)
g 計画の変更により増加する住戸数が201戸以上300戸以下のもの	475,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>152,000円</u>)
h 計画の変更により増加する住戸数が301戸以上のもの	558,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、163,000円)
(ウ) [略]	
a・b [略]	[略]
c 変更に係る共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	271,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>77,700円</u>)
d 変更に係る共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	348,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円)
e 変更に係る共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	409,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>152,000円</u>)
f 変更に係る共用部分の床面積の合計が25,000平	477,000円 (変更後の計画に係る適

(エ) [略]

a [略]

合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)

237,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)

b [略]

372,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)

c [略]

530,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)

d [略]

650,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)

e [略]

754,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円)

f [略]

861,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)

エ [略]

(7) [略]

237,000円 (変更後の計画に係る適

方メートルを超えるもの

合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)

(エ) [略]

a 計画の変更に係る非住宅部分 (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 (以下この号において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。) が300平方メートル以内のもの

236,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)

b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

371,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)

c 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

529,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,700円)

d 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

648,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)

e 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

752,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、152,000円)

f 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

859,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)

エ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合

(7) 計画の変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分

236,000円 (変更後の計画に係る適

	合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)	を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル以内のもの	合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)
(イ) [略]	372,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円)	(イ) 変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	371,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円)
(ウ) [略]	530,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、77,900円)	(ウ) 変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	529,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、77,700円)
(エ) [略]	650,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円)	(エ) 変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	648,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円)
(オ) [略]	754,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、153,000円)	(オ) 変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	752,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、152,000円)
(カ) [略]	861,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)	(カ) 変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	859,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)
(3) [略]	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては	(3) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては

		当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額			当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額に
		_____を加えた額)			<u>100分の108を乗じて得た額</u> を加えた額)
64の5	(1) [略]			64の5	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第5号までにおいて「計画」とう。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号までにおいて「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	ア [略] (7) [略] a [略]	224,000円		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	ア [略] (7) [略] a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号から第5号までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの
	b [略]	357,000円			b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	c [略]	509,000円			c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

d	〔略〕	<u>627,000円</u>
e	〔略〕	<u>729,000円</u>
f	〔略〕	<u>831,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	
e	〔略〕	<u>178,000円</u>
f	〔略〕	<u>220,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
イ	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	〔略〕
b	〔略〕	<u>142,000円</u>
c	〔略〕	<u>229,000円</u>
d	〔略〕	<u>299,000円</u>
e	〔略〕	<u>353,000円</u>
f	〔略〕	<u>415,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	〔略〕

のもの		
d	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>625,000円</u>
e	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>727,000円</u>
f	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>829,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	
e	工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>177,000円</u>
f	工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>219,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
イ	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	〔略〕
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>141,000円</u>
c	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>228,000円</u>
d	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>298,000円</u>
e	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>352,000円</u>
f	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>413,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	〔略〕

e	〔略〕	<u>170,000円</u>
f	〔略〕	<u>211,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
(2)	〔略〕	
ア	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	<u>224,000円</u>
b	〔略〕	<u>357,000円</u>
c	〔略〕	<u>509,000円</u>
d	〔略〕	<u>627,000円</u>
e	〔略〕	<u>729,000円</u>

e	工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>169,000円</u>
f	工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>210,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
(2)	法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者	
ア	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第4号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	<u>223,000円</u>
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>356,000円</u>
c	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>507,000円</u>
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>625,000円</u>
e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>727,000円</u>

f	〔略〕	<u>831,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a	～ d 〔略〕	〔略〕
e	〔略〕	<u>178,000円</u>
f	〔略〕	<u>220,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
イ	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	〔略〕
b	〔略〕	<u>142,000円</u>
c	〔略〕	<u>229,000円</u>
d	〔略〕	<u>299,000円</u>
e	〔略〕	<u>353,000円</u>
f	〔略〕	<u>415,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a	～ d 〔略〕	〔略〕
e	〔略〕	<u>170,000円</u>

f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>829,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a	～ d 〔略〕	〔略〕
e	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>177,000円</u>
f	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>219,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
イ	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	〔略〕
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>141,000円</u>
c	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>228,000円</u>
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>298,000円</u>
e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>352,000円</u>
f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>413,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a	～ d 〔略〕	〔略〕
e	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計	<u>169,000円</u>

f	〔略〕	<u>211,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
(3)	〔略〕	
ア	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	<u>224,000円</u>
b	〔略〕	<u>357,000円</u>
c	〔略〕	<u>509,000円</u>
d	〔略〕	<u>627,000円</u>
e	〔略〕	<u>729,000円</u>
f	〔略〕	<u>831,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	〔略〕
e	〔略〕	<u>178,000円</u>
f	〔略〕	<u>220,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕

	が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	
f	工場等部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以上 のもの	<u>210,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕
(3)	法第13条第2項の規定に基づく 計画の適合性判定（以下この号に おいて「計画の適合性判定」とい う。）を求めようとする者	
ア	〔略〕	
(ア)	〔略〕	
a	非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル未満 のもの	<u>223,000円</u>
b	非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	<u>356,000円</u>
c	非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満 のもの	<u>507,000円</u>
d	非住宅部分の床面積の合 計が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のもの	<u>625,000円</u>
e	非住宅部分の床面積の合 計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のもの	<u>727,000円</u>
f	非住宅部分の床面積の合 計が25,000平方メートル以 上のもの	<u>829,000円</u>
(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	〔略〕
e	工場等部分の床面積の合 計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のもの	<u>177,000円</u>
f	工場等部分の床面積の合 計が25,000平方メートル以 上のもの	<u>219,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕

イ	[略]	
(ア)	[略]	
a	[略]	[略]
b	[略]	<u>142,000円</u>
c	[略]	<u>229,000円</u>
d	[略]	<u>299,000円</u>
e	[略]	<u>353,000円</u>
f	[略]	<u>415,000円</u>
(イ)	[略]	
a～d	[略]	[略]
e	[略]	<u>170,000円</u>
f	[略]	<u>211,000円</u>
(ウ)	[略]	[略]
(4)	[略]	
ア	[略]	
(ア)	[略]	
a	[略]	<u>224,000円</u>
b	[略]	<u>357,000円</u>

イ	[略]	
(ア)	[略]	
a	[略]	[略]
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>141,000円</u>
c	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>228,000円</u>
d	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>298,000円</u>
e	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>352,000円</u>
f	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>413,000円</u>
(イ)	[略]	
a～d	[略]	[略]
e	工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>169,000円</u>
f	工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>210,000円</u>
(ウ)	[略]	[略]
(4)	法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を求めようとする者	
ア	[略]	
(ア)	[略]	
a	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>223,000円</u>
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,0	<u>356,000円</u>

c [略] 509,000円

d [略] 627,000円

e [略] 729,000円

f [略] 831,000円

(イ) [略]

a～d [略] [略]

e [略] 178,000円

f [略] 220,000円

(ウ) [略] [略]

イ [略]

(ア) [略]

a [略] [略]

b [略] 142,000円

c [略] 229,000円

d [略] 299,000円

00平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の計画の変更 507,000円

に係る部分の床面積の合計
が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの

d 非住宅部分の計画の変更 625,000円

に係る部分の床面積の合計
が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満の
もの

e 非住宅部分の計画の変更 727,000円

に係る部分の床面積の合計
が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満の
もの

f 非住宅部分の計画の変更 829,000円

に係る部分の床面積の合計
が25,000平方メートル以上
のもの

(イ) [略]

a～d [略] [略]

e 工場等部分の計画の変更 177,000円

に係る部分の床面積の合計
が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満の
もの

f 工場等部分の計画の変更 219,000円

に係る部分の床面積の合計
が25,000平方メートル以上
のもの

(ウ) [略] [略]

イ [略]

(ア) [略]

a [略] [略]

b 非住宅部分の計画の変更 141,000円

に係る部分の床面積の合計
が300平方メートル以上2,0
00平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の計画の変更 228,000円

に係る部分の床面積の合計
が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの

d 非住宅部分の計画の変更 298,000円

に係る部分の床面積の合計

e	〔略〕	<u>353,000円</u>	が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	e	非住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	<u>352,000円</u>
f	〔略〕	<u>415,000円</u>		f	非住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以上 のもの	<u>413,000円</u>
(イ)	〔略〕			(イ)	〔略〕	
a～d	〔略〕	〔略〕		a～d	〔略〕	〔略〕
e	〔略〕	<u>170,000円</u>		e	工場等部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	<u>169,000円</u>
f	〔略〕	<u>211,000円</u>		f	工場等部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以上 のもの	<u>210,000円</u>
(ウ)	〔略〕	〔略〕		(ウ)	〔略〕	〔略〕
(5)	〔略〕			(5)	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則（平成 28年国土交通省令第5号）第11条 の規定に基づく計画の変更が同令 第3条の軽微な変更（以下この号 において「軽微な変更」とい う。）に該当していることを証す る書面の交付（以下この項におい て「書面の交付」という。）を求 めようとする者	
ア	〔略〕			ア	〔略〕	
(ア)	〔略〕			(ア)	〔略〕	
a	〔略〕	<u>224,000円</u>		a	非住宅部分の計画の軽微 な変更に係る部分（床面積 の増加に係る部分を除 く。）の床面積の2分の1 の面積と当該計画の軽微な 変更に係る部分の面積のう ち床面積の増加に係る部分 の床面積との合計（以下こ の号において「軽微な変更 に係る部分の床面積の合	<u>223,000円</u>

b [略] 357,000円

c [略] 509,000円

d [略] 627,000円

e [略] 729,000円

f [略] 831,000円

(イ) [略]

a～d [略]

e [略] 178,000円

f [略] 220,000円

(ウ) [略]

イ [略]

(ア) [略]

a [略]

b [略] 142,000円

c [略] 229,000円

計」という。)が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の軽微な変更 356,000円

に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の軽微な変更 507,000円

に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 非住宅部分の軽微な変更 625,000円

に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

e 非住宅部分の軽微な変更 727,000円

に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

f 非住宅部分の軽微な変更 829,000円

に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

(イ) [略]

a～d [略]

e 工場等部分の軽微な変更 177,000円

に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

f 工場等部分の軽微な変更 219,000円

に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

(ウ) [略]

イ [略]

(ア) [略]

a [略]

b 非住宅部分の軽微な変更 141,000円

に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の軽微な変更 228,000円

に係る部分の床面積の合計

		が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの		
d	[略]	<u>299,000円</u>	d 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	<u>298,000円</u>
e	[略]	<u>353,000円</u>	e 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	<u>352,000円</u>
f	[略]	<u>415,000円</u>	f 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以上 のもの	<u>413,000円</u>
(イ)	[略]		(イ) [略]	
a～d	[略]	[略]	a～d [略]	[略]
e	[略]	<u>170,000円</u>	e 工場等部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	<u>169,000円</u>
f	[略]	<u>211,000円</u>	f 工場等部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以上 のもの	<u>210,000円</u>
(ウ)	[略]	[略]	(ウ) [略]	[略]
(6)	[略]		(6) 法第29条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計 画（以下この項において「計画」 という。）の認定（以下この号に おいて「計画の認定」という。） を受けようとする者	
ア	[略]	[略]	ア [略]	[略]
(7)	[略]		(7) [略]	
a	[略]	<u>224,000円</u> （非住 宅誘導基準適合証 （法第15条第1項 の登録建築物エネ ルギー消費性能判 定機関（以下この 項において「登録 建築物エネルギー 消費性能判定機	a 非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル未満 のもの	<u>223,000円</u> （非住 宅誘導基準適合証 （法第15条第1項 の登録建築物エネ ルギー消費性能判 定機関（以下この 項において「登録 建築物エネルギー 消費性能判定機

関」という。)が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

b [略] 357,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)

c [略] 509,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)

d [略] 627,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円)

e [略] 729,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、153,000円)

f [略] 831,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)

(イ) [略]

a [略]

b [略] 142,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)

c [略] 229,000円(非住

関」という。)が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 356,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)

c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 507,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)

d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 625,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、123,000円)

e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 727,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、153,000円)

f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 829,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、191,000円)

(イ) [略]

a [略]

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 141,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)

c 非住宅部分の床面積の合計 228,000円(非住

の提出がある場合
にあつては、10,0
00円)

b [略]

357,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、26,0
00円)

c [略]

509,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、78,0
00円)

d [略]

627,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、124,
000円)

e [略]

729,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、153,
000円)

f [略]

831,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、192,
000円)

(i) [略]

a [略]

[略]

b [略]

142,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、26,0
00円)

c [略]

229,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、78,0
00円)

に係る部分を除く。)の床
面積の2分の1の面積と当
該計画の変更に係る部分の
面積のうち床面積の増加に
係る部分の床面積との合計
(以下この号において「計
画の変更に係る部分の床面
積の合計」という。)が30
0平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が300平方メートル以上2,0
00平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの

d 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が5,000平方メートル以上1
0,000平方メートル未満の
もの

e 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満の
もの

f 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が25,000平方メートル以上
のもの

(i) [略]

a [略]

[略]

b 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が300平方メートル以上2,0
00平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の計画の変更
に係る部分の床面積の合計
が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの

の提出がある場合
にあつては、10,0
00円)

356,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、26,0
00円)

507,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、78,0
00円)

625,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、123,
000円)

727,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、153,
000円)

829,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、191,
000円)

[略]

141,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、26,0
00円)

228,000円 (非住
宅誘導基準適合証
の提出がある場合
にあつては、78,0
00円)

d	〔略〕	299,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>124,000円</u> ）	d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>123,000円</u> ）
e	〔略〕	353,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）	e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）
f	〔略〕	415,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>192,000円</u> ）	f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>191,000円</u> ）
(7)	〔略〕		(7)	〔略〕	
a	〔略〕	〔略〕	a	〔略〕	〔略〕
b	〔略〕	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	b	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
c	〔略〕	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>45,000円</u> ）	c	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>44,000円</u> ）
d	〔略〕	268,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）	d	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）
イ	〔略〕		イ	〔略〕	
(7)・(4)	〔略〕	〔略〕	(7)・(4)	〔略〕	〔略〕
(8)	〔略〕	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造す	(8)	法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造す

る場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額

_____を加えた額)

(9) [略]

ア [略]

(ア) [略]

a [略]

[略]
224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）

b [略]

357,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円）

c [略]

509,000円（非住宅基準適合証等の

る場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額

_____に100分の108を乗じて得た額を加えた額)

(9) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者

ア [略]

(ア) [略]

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

[略]
223,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

356,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円）

c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以

507,000円（非住宅基準適合証等の

	提出がある場合に あつては、78,000 円)	上5,000平方メートル未満 のもの	提出がある場合に あつては、78,000 円)
d	〔略〕 627,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、124,00 0円)	d 非住宅部分の床面積の合 計が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のもの	625,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、123,00 0円)
e	〔略〕 729,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、153,00 0円)	e 非住宅部分の床面積の合 計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のもの	727,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、153,00 0円)
f	〔略〕 831,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、192,00 0円)	f 非住宅部分の床面積の合 計が25,000平方メートル以 上のもの	829,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、191,00 0円)
(イ)	〔略〕	(イ) 〔略〕	〔略〕
a	〔略〕	a 〔略〕	〔略〕
b	〔略〕 142,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、26,000 円)	b 非住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	141,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、26,000 円)
c	〔略〕 229,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、78,000 円)	c 非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満 のもの	228,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、78,000 円)
d	〔略〕 299,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、124,00 0円)	d 非住宅部分の床面積の合 計が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のもの	298,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、123,00 0円)
e	〔略〕 353,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、153,00 0円)	e 非住宅部分の床面積の合 計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のもの	352,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、153,00 0円)
f	〔略〕 415,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、192,00 0円)	f 非住宅部分の床面積の合 計が25,000平方メートル以 上のもの	413,000円（非住 宅基準適合証等の 提出がある場合に あつては、191,00 0円)
(ウ)	〔略〕	(ウ) 〔略〕	〔略〕

	a [略]	[略]
	b [略]	<u>114,000円</u> (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、20,000 円)
	c [略]	193,000円 (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、 <u>45,000</u> 円)
	d [略]	<u>268,000円</u> (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、77,000 円)
	(エ) [略]	
	a～b [略]	[略]
	c [略]	<u>102,000円</u> (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、 <u>45,000</u> 円)
	d [略]	[略]
	イ・ウ [略]	[略]
65～67 [略]		

	a [略]	[略]
	b 住宅部分の床面積の合計 が300平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの	<u>113,000円</u> (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、20,000 円)
	c 住宅部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	193,000円 (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、 <u>44,000</u> 円)
	d 住宅部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 のもの	<u>267,000円</u> (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、77,000 円)
	(エ) [略]	
	a～b [略]	[略]
	c 住宅部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	<u>101,000円</u> (住宅 基準適合証等の提出 がある場合にあ っては、 <u>44,000</u> 円)
	d [略]	[略]
	イ・ウ [略]	[略]
65～67 [略]		